

令和2年度公正取引委員会実績評価書（標準様式）

別添 1 - 1

（公正取引委員会2-①）

施策名	公正な取引慣行の推進 中小事業者を取り巻く取引の公正化					
施策の概要	下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る実態調査や講習会の開催などにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。					
達成すべき目標	下請法等の普及・啓発、実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護する。					
施策の予算額・執行額等	区分		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度要求額
	予算の 状況 （千円）	当初予算(a)	72,650	75,481	75,197	104,842
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	72,650	75,481		
	執行額(千円)		62,682	54,806		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	令和元年6月21日 成長戦略フォローアップ(閣議決定) 令和元年6月21日 経済財政運営と改革の基本方針2019(閣議決定)					

測定指標	下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度～令和元年度	相当程度進展あり
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度～令和元年度	相当程度進展あり
		別紙2のとおり。						
	年度ごとの目標値							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり （判断根拠） 下請取引適正化推進講習会の開催により、講習参加者の下請法の内容についての理解が深まっていることが確認できている。下請法等に関する情報提供については、下請法違反勧告事件の公表に伴う公正取引委員会ウェブサイトへのアクセス件数や日刊報道量は勧告の対象となる事業者の知名度に左右されるものの、おおむね高い水準を維持している。さらに、ウェブサイト上のパンフレットや講習会テキストについても、平成30年度及び令和元年度において高水準のアクセス数が確認されている。このように、インターネットを活用して下請法等の普及・啓発を行ったことにより、相当程度進展したものと考えられる。 下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況については、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査において、書面調査対象や調査票の質問事項を見直すことにより、有効に荷主に対して取引内容の検証・改善を求めることができおり、相当程度進展したものと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するために必要かつ有効であるとともに、SNSなどを通じた案内により公正取引委員会ウェブサイトに掲載したパンフレットと講習会テキストのアクセス件数が増加していることなどから、効率的であったと評価できる。

		【施策】 中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するため、引き続き、下請法等に係る講習会などによる下請法等の普及・啓発、実態調査などを行う。 【測定指標】 本件取組は、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、以下の点について改善する必要がある。 ○ 下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況 下請取引適正化推進講習会は、アンケート結果からも確認できるように下請法等の普及・啓発に一定の成果を上げた評価ができる一方、下請法等の内容を既にある程度理解している者の参加が多く、下請法等の内容の理解度が低い者の参加が限られていた。そのため、下請法等の内容の理解度が低い者の講習会への参加を促すこととする。また、講習会に参加できない者に対しても下請法等の普及・啓発を行うべく、ウェブサイト上に掲載したパンフレットや講習会テキスト、実態調査報告書などについて、SNSを通じて定期的に案内するなどインターネット活用した下請法等の普及・啓発を推進する。
--	--	--

学識経験を有する者の知見の活用	○ 表2を見ると、講習会の参加者の約4分の3は講習会前に下請法を知っており、そうした中で、標準的な説明を行っていれば、参加者は講習会後のアンケートで下請法が分かったと回答すると思う。そうだとすると、講習会にどれだけ意味があつたのか分からないのではないかと。参加者の理解度を向上させるためには、より具体的な事例等を入れて、説明を行った方がよいのではないかと。(中村委員) (下請取引適正化推進講習会以外に、各団体からの要請に基づき当該団体のニーズにあつた講習会を実施しているほか、下請法に係る想定事例を検討する応用講習会等を実施している旨回答した。) ○ 参加者の業種等に応じた講習会を実施しているのであれば、各講習会で伝えたいことが伝えられているかを比較できるように、一定のフォーマットを作って、アンケートを実施してみるのもよいかもしれない。(中村委員) ○ 下請法の講習会や実態調査等、定常的な業務をやるのであれば、講習会の件数やホームページへのアクセス件数等といったアウトプットに関する指標に絞ってもよいのではないかと。(南島委員) ○ 実績評価書に記載していない取組として、新型コロナウイルス感染症対策で、動画の作成等の対応を検討しているとの説明があつたが、この点について、今回の対応を将来に残しておくという意味でも、実績評価書に記載しておいてもよいのではないかと。(南島委員) (意見を踏まえ、実績評価書9頁の脚注1に加筆を行った。) ○ 今後、下請法の動画を作成するのであれば、講習会においても、基本の部分はその動画で説明をして、事例については担当官が説明するなど、講習会の中でも動画を役立てることができるのではないかと。(池谷委員) ○ 最近、大学でもオンライン講義用の動画の作成を行っており、動画は今後の資産として使えると考えている。対面だけではない方法を選択肢として用意しておき、随時アップデートも加えながら、講習会などで活用していくのがよいのではないかと。(多田委員) (予算や会場の設備等の観点から制約があるため、現実的な範囲で対応を検討することとしたい旨回答した。) ○ 講習会に、下請法の理解度が低い人を集めることが必要であると考える。これまでの講習会前のアンケートで、下請法の理解度が低い人が多かった実施回の周知方法や会場の場所等を分析することで、どのような広報、どのような会場選定がそういった方を集めるのに適しているのかわかるのではないかと。(小林委員) (そういった分析ができるかも含めて、今後検討することとしたい旨回答した。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成29年5月24日 ②「平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成30年5月31日 ③「平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和元年5月29日 ④「令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年5月27日 (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。
---------------------------	--

担当部局名	企業取引課	作成責任者名 (※記入は任意)	企業取引課長 川上 一郎	政策評価実施時期	令和2年4月～7月
-------	-------	--------------------	-----------------	----------	-----------

測定指標	下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	施策の進捗状況(実績)				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。
		① 下請取引適正化推進講習会の開催数[33回]	① 同左[32回]	① 同左[33回]	① 同左[32回]	① 同左[33回]
		② 下請取引適正化推進講習会の参加者数[4,881人]	② 同左[4,385人]	② 同左[4,725人]	② 同左[4,245人]	② 同左[4,598人]
		③ 下請取引適正化推進講習会後の下請法(下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度[92.6%](注1)	③ 同左[91.1%]	③ 同左[92.6%]	③ 同左[93.5%]	③ 同左[93.1%]
		④ 下請取引適正化推進講習会後の下請法(親事業者の禁止行為について)の理解度[94.0%](注1)	④ 同左[93.8%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[95.0%]	④ 同左[94.7%]
		⑤ 下請取引適正化推進講習会後の内容の活用予定[－%](注2)	⑤ 同左[－%]	⑤ 同左[－%]	⑤ 同左[－%]	⑤ 同左[－%]
		⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数[180,715件]	⑥ 同左[189,013件]	⑥ 同左[165,721件]	⑥ 同左[274,716件]	⑥ 同左[258,840件]
		⑦ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数[36,760件]	⑦ 同左[44,103件]	⑦ 同左[50,111件]	⑦ 同左[89,470件]	⑦ 同左[88,806件]
⑧ 勧告事件の日刊報道量[485行](注3)	⑧ 同左[1,446行]	⑧ 同左[1,152行]	⑧ 同左[457行]	⑧ 同左[720行]		
⑨ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された勧告事件のアクセス数[72,556件](注4)	⑨ 同左[151,234件]	⑨ 同左[167,187件]	⑨ 同左[111,321件]	⑨ 同左[87,525件]		
年度ごとの目標値	下請法等の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。					

(注1) 理解度については、アンケートにおいて「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 平成27年度から令和元年度までにおいては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としており、令和2年度より当該方法による集計を行う予定である。

(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。

(注4) 勧告事件について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

測定指標		施策の進捗状況(実績)				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		-	-	-	-	以下を始め、下請法等に係る実態調査などを行い、中小事業者に係る取引の公正化の推進に努めた。
下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況	① 荷主と物流事業者に係る書面調査の実施状況 [荷主:15,000名、物流事業者:17,666名]	① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名]	① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名]	① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名]	① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名]	① 同左[荷主:30,000名、物流事業者:40,000名]
	② 物流事業者との取引内容の検証・改善を求める荷主への文書送付件数 [659件]	② 同左[707件]	② 同左[596件]	② 同左[571件]	② 同左[864件]	② 同左[864件]
	③ 実態調査報告書の公表件数[1件]	③ 同左[2件]	③ 同左[1件]	③ 同左[0件]	③ 同左[1件]	③ 同左[1件]
	④ 実態調査報告書へのアクセス数[一件](注)	④ 同左[一件]	④ 同左[一件]	④ 同左[一件]	④ 同左[30,585件]	④ 同左[30,585件]
年度ごとの目標値		-				下請法等に係る実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。

(注) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。平成27年度から平成30年度までにおいては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

実績評価書資料

担当課 企業取引課

1. 評価対象施策

公正な取引慣行の推進

中小事業者を取り巻く取引の公正化

【具体的内容】

下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る実態調査や講習会の開催などにより，中小事業者に係る取引の公正化を図る。

2. 施策の目標（目標達成時期）

下請法等の普及・啓発，実態調査などを行うことにより，中小事業者に係る取引の公正化を推進し，中小事業者の利益を保護する。（平成 28 年度～令和元年度）

3. 評価の実施時期

令和 2 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，中小事業者に係る取引の公正化を推進し，中小事業者の利益を保護するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，中小事業者に係る取引の公正化を推進し，中小事業者の利益を保護する上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況
中小事業者に係る取引の公正化を推進し，中小事業者の利益を保護するためには，下請法等違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより，違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から，下請取引適正化のための普及・啓発を行っている。

ア 下請取引適正化推進講習会の開催

毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め，下請取引適正化推進講習会を開催するなど，下請法等の普及・啓発事業を集中的に行

っている。

下請取引適正化推進講習会については、下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法等の趣旨・内容を周知徹底することを目的として、中小企業庁と共同して全都道府県で開催している。

平成 28 年度ないし令和元年度において、公正取引委員会が開催した下請取引適正化推進講習会の状況は、表 1 のとおりである。

表 1 下請取引適正化推進講習会の開催状況（公正取引委員会主催分）
（単位：回、名）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催回数	32	33	32	33
募集定員	4,770	5,325	4,860	5,290
参加者数	4,385	4,725	4,245	4,598
参加率	91.9%	88.7%	87.3%	86.9%

また、下請取引適正化推進講習会の参加者に対しアンケート調査を実施したところ、講習会前の下請法の内容（下請法の適用範囲及び親事業者の義務並びに親事業者の禁止行為）の理解度は表 2 のとおりであり、講習会後の下請法の内容の理解度は表 3 のとおりである。

表 2 下請取引適正化推進講習会参加者に対するアンケート調査結果
（講習会前における下請法の理解度）

		十分に 知っている	ほぼ 知っている	ほとんど 知らない	全く 知らない
平成 28 年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	12.5%	62.7%	19.3%	5.5%
	親事業者の禁止行為	13.4%	63.1%	18.5%	5.0%
平成 29 年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	13.1%	63.5%	18.2%	5.2%
	親事業者の禁止行為	14.1%	63.5%	17.3%	5.1%
平成 30 年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	13.8%	63.0%	17.6%	5.6%
	親事業者の禁止行為	14.8%	63.2%	16.6%	5.4%
令和元年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	13.8%	62.8%	18.3%	5.2%
	親事業者の禁止行為	14.6%	62.7%	17.8%	4.9%

表3 下請取引適正化推進講習会参加者に対するアンケート調査結果
(講習会後における下請法の理解度)

		よく 分かった	概ね 分かった	あまり分か らなかった	全然分から なかった
平成28年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	26.6%	64.6%	8.3%	0.6%
	親事業者の禁止行為	30.0%	63.9%	5.7%	0.4%
平成29年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	28.7%	64.6%	6.5%	0.2%
	親事業者の禁止行為	30.9%	63.3%	5.5%	0.3%
平成30年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	30.2%	63.1%	6.2%	0.5%
	親事業者の禁止行為	33.4%	61.6%	4.7%	0.3%
令和元年度	下請法の適用範囲及び親事業者の義務	30.7%	62.4%	6.5%	0.4%
	親事業者の禁止行為	33.6%	61.1%	5.1%	0.2%

イ 下請法等に関する情報提供

(7) パンフレット等の作成・配布等

公正取引委員会は、下請法等の理解を深めてもらうために下請法等のパンフレットや下請取引適正化推進講習会テキスト(以下「講習会テキスト」という。)を作成し、各講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示するなどして多くの事業者等が利用できるようにしているところ、当該パンフレット及び講習会テキストへのアクセス件数は表4のとおりである。

表4 パンフレット等へのアクセス件数 (単位: 件)

	パンフレット (下請法)	パンフレット (優越的地位の濫用規制)	講習会テキスト
平成28年度	189,013	56,290	44,103
平成29年度	165,721	52,823	50,111
平成30年度	274,716	42,158	89,470
令和元年度	258,840	42,885	88,806

(注) パンフレットのアクセス件数は下請法、優越的地位の濫用規制関係それぞれの全パンフレットのアクセス件数である。

(イ) 勧告事件の日刊報道量

平成 15 年改正下請法施行以降、下請法に基づく勧告を行った全ての事件について、違反事実・勧告内容の概要等を公表しているところ、平成 28 年度ないし令和元年度における勧告事件（平成 28 年度 11 件、平成 29 年度 9 件、平成 30 年度 7 件、令和元年度 7 件）の全てが日刊新聞において報道されている。

各年度の報道量は表 5 のとおりである。

表 5 日刊新聞報道量

(単位：行)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日刊新聞報道量	1,446	1,152	457	720
公表1件当たりの平均報道量	132	128	65	103

(ウ) 勧告事件の公表

上記(イ)のとおり、平成28年度ないし令和元年度における勧告事件については、全て公表し、公正取引委員会ウェブサイトに関係資料を掲載したところ、当該資料へのアクセス件数は表 6 のとおりである。

表 6 勧告事件に係る公表資料へのアクセス件数

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
アクセス件数	151,234	167,187	95,941	87,525

(注) 勧告事件に係る公表資料へのアクセス件数は、各勧告事件を公表した月から起算して1年間におけるアクセス件数を集計したものである。

(2) 下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況

中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するために、下請法等に係る実態調査などを行っている。

ア 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年に物流特殊指定を定め、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため書面調査を実施しており、当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認

められた荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送している。当該書面調査の実施状況及び物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書の送付件数は表7のとおりである。

表7 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施状況等

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
書面調査の 実施状況	荷主宛て	30,000名	30,000名	30,000名	30,000名
	物流事業者宛て	40,000名	40,000名	40,000名	40,000名
取引内容の検証・改善を求める 文書の送付件数		707件	596件	571件	864件

イ 下請法等に係る実態調査

企業取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査を実施した上で実態調査報告書を作成・公表し、下請法等の普及・啓発等に活用している。

平成28年度ないし令和元年度において作成した実態調査報告書(平成28年度2件、平成29年度1件、平成30年度0件、令和元年度1件)の全てについて、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示して多くの事業者等が利用できるようにしている。このうち、令和元年度に公表した実態調査報告書へのアクセス件数は表8のとおりである。

表8 実態調査報告書へのアクセス件数 (単位: 件)

	アクセス件数	内訳
平成28年度	—	—
平成29年度	—	—
平成30年度	—	—
令和元年度	30,585	・(令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について[30,585件]

(注) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

平成28年度ないし平成30年度は、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

6. 評価

(1) 必要性

中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するためには、下請法等の違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止する観点から、下請法等の普及・啓発を行う

ことが必要である。

(2) 有効性

ア 下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況
下請法等の普及・啓発のための各取組についての有効性は、次の(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 下請取引適正化推進講習会の開催

表2のとおり、下請取引適正化推進講習会の参加者に対するアンケート調査結果をみると、講習会前に下請法の内容（下請法の適用範囲及び親事業者の義務並びに親事業者の禁止行為）について「十分に知っている」又は「ほぼ知っている」と回答した参加者の割合は、評価対象年度の平成28年度から令和元年度にかけて75～78%と非常に高い水準となっており、下請法の内容の普及は進んでいると評価できる。

また、講習会の結果、「よく分かった」又は「概ね分かった」と回答した参加者の割合は、表3のとおり、いずれの年度においても91～95%と高い水準となっている。

下請取引適正化推進講習会は、毎年約4,000～5,000名程度の参加者があり、参加率も高いことから、同講習会を実施することは事業者の要請も強く、また、参加者に対するアンケート調査結果から下請法の理解のために効果的であったと評価できる。

これらのことから、下請取引適正化推進講習会の開催は、下請法等の普及・啓発のために効果的であったと評価できるが、更なる普及・啓発に向けて、下請法等の内容の理解度が低い者の参加を促すとともに、講習会参加者以外への普及・啓発を進める必要がある。

(イ) 下請法等に関する情報提供

a パンフレット等の作成・配布等

パンフレットや講習会テキストは、下請取引適正化推進講習会で配布・説明しているほか、公正取引委員会ウェブサイト上にも掲示しているところ、表4のとおり、アクセス件数は、下請法関連のパンフレットが平成28年度189,013件、平成29年度165,721件、平成30年度274,716件、令和元年度258,840件、優越的地位の濫用規制関連のパンフレットが平成28年度56,290件、平成29年度52,823件、平成30年度42,158件、令和元年度42,885件、講習会テキストが平成28年度44,103件、平成29年度50,111件、平成30年度89,470件、令和元年度88,806件となっている。

パンフレットについては平成30年度及び令和元年度は、平成28

年度及び平成29年度と比べて優越的地位の濫用規制関連のアクセス件数が減少しているものの、下請法関連も合わせてみると平成30年度(316,874件)及び令和元年度(301,725件)は、平成28年度(245,303件)及び平成29年度(218,544件)と比べて、アクセス件数が増加している。また、講習会テキストについても、平成30年度及び令和元年度は、平成28年度及び平成29年度と比べて、アクセス件数が増加している。

このように、ますます多くの者に利用されていることから、パンフレット及び講習会テキストの作成・配布等が、下請法等に関する情報提供のために有効であったと考えられる。

b 勧告事件の公表

下請法違反勧告事件については、平成28年度11件、平成29年度9件、平成30年度7件、令和元年度7件の全34件を公表し、公正取引委員会のウェブサイトに関係資料を掲載した。これら関係資料への年度ごとの合計アクセス件数については、表6のとおり年度によって変動があるところ、1件当たりの平均アクセス件数でみると、平成28年度10,082件、平成29年度8,359件、平成30年度5,996件、令和元年度6,252件となっており、平成28年度及び平成29年度は、平成30年度及び令和元年度に比べて高い水準となっている。また、勧告事件1件当たりの平均日刊報道量についても、表5のとおり、平成28年度及び平成29年度は、平成30年度及び令和元年度に比べて高い水準となっている。

これは、平成28年度及び平成29年度に知名度の高い事業者に対する勧告事件が注目を集めたことが要因と考えられる。このように、違反事実・勧告内容の概要等について大きく報道され、広く参照されることによって、勧告事件の内容、更には下請法の内容が広く社会に認知されることとなり、その結果、下請法違反行為の未然防止に有効となると考えられる。

イ 下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況

下請法等に係る実態調査などのための各取組についての有効性は、次のとおりである。

○ 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査については、表7のとおり、平成28年度から令和元年度にかけて、毎年度、荷主30,000名及び物流事業者40,000名を対象として実施した。平成27年度は荷主

15,000名及び物流事業者17,666名を対象としていたのに対し、平成28年度から対象を拡大して実施している。このような書面調査は、単に問題事例の報告を促すだけでなく、その回答を通じて事業者に対してどのような行為が問題となり得るかを認識させる契機になり、物流特殊指定を中心に下請法等の普及・啓発につながると考えられる。

また、同じく表7のとおり、調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を、平成28年度707件、平成29年度596件、平成30年度571件、令和元年度864件送付している。平成29年度及び平成30年度の件数は前年度と比べ減少しているが、この要因は、書面調査の送付先の一部が重複しており、過年度の調査において検証・改善を求められて改善した事業者が当該年度の送付先に含まれていたことにあると考えられる。他方、令和元年度については、書面調査の質問事項を一部見直した結果、取引内容の検証・改善を求める文書の送付件数が増加しており、荷主による違反行為の未然防止に役立っている。

このように、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査は、調査対象や調査票の質問事項を見直しながら実施しているところ、当該調査を通じた物流特殊指定に係る普及・啓発や、調査の結果行う取引内容の検証・改善を求める文書の送付は、違反行為の未然防止に有効であると考えられる。

ウ 有効性のまとめ

以上から、下請法等の普及・啓発を図ることや下請法等に係る実態調査などを行うことは、違反行為の未然防止につながり、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するために有効であったと評価できる。

(3) 効率性

下請法等の普及・啓発のために事業者向けに実施する講習会の会場の選定方法について、一部を競争入札に切り替えるなどして費用の観点から効率的に実施している。

また、パンフレットと講習会テキストを公正取引委員会ウェブサイトに掲載して、事業者等が参照できるようにしている。ウェブサイトを通じた普及・啓発は、講習会に参加した事業者のみならず、より多くの者に発信できる効率的な手法であるところ、ウェブサイトにおけるパンフレット等の掲載については、講習会の参加者に案内するのみならず、SNSを通じて定期的に案内している。こうした取組もあり、パンフレットと講習会テ

キストのアクセス件数は、平成30年度及び令和元年度において高い水準に達している。そのほか、講習会に参加できない事業者のために下請法等について解説する動画を公開する¹などして、効率的に下請法等の普及・啓発を行っているものと評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分 相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

下請取引適正化推進講習会の開催により、講習参加者の下請法の内容についての理解が深まっていることが確認できている。下請法等に関する情報提供については、下請法違反勧告事件の公表に伴う公正取引委員会ウェブサイトへのアクセス件数や日刊報道量は勧告の対象となる事業者の知名度に左右されるものの、おおむね高い水準を維持している。さらに、ウェブサイト上のパンフレットや講習会テキストについても、平成30年度及び令和元年度において高水準のアクセス数が確認されている。このように、インターネットを活用して下請法等の普及・啓発を行ったことにより、相当程度進展したものと考えられる。

下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況については、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査において、書面調査対象や調査票の質問事項を見直すことにより、有効に荷主に対して取引内容の検証・改善を求めることができしており、相当程度進展したものと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するために必要かつ有効であるとともに、SNSなどを通じた案内により公正取引委員会ウェブサイトに掲載したパンフレットと講習会テキストのアクセス件数が増加していることなどから、効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

¹ なお、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対策のため対面での講習会が難しくなることを踏まえて、講習会の内容をまとめたe-ラーニングや動画を作成し、公開した。

中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するため、引き続き、下請法等に係る講習会などによる下請法等の普及・啓発、実態調査などを行う。

(イ) 測定指標

本件取組は、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、以下の点について改善する必要がある。

○ 下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況

下請取引適正化推進講習会は、アンケート結果からも確認できるように下請法等の普及・啓発に一定の成果を上げたと評価できる一方、下請法等の内容を既にある程度理解している者の参加が多く、下請法等の内容の理解度が低い者の参加が限られていた。

そのため、下請法等の内容の理解度が低い者の講習会への参加を促すこととする。また、講習会に参加できない者に対しても下請法等の普及・啓発を行うべく、ウェブサイト上に掲載したパンフレットや講習会テキスト、実態調査報告書などについて、SNSを通じて定期的に案内するなどインターネットを活用した下請法等の普及・啓発を推進する。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 表2を見ると、講習会の参加者の約4分の3は講習会前に下請法を知っており、そうした中で、標準的な説明を行っていれば、参加者は講習会後のアンケートで下請法が分かったと回答すると思う。そうだとすると、講習会にどれだけ意味があったのか分からないのではないかと。参加者の理解度を向上させるためには、より具体的な事例等を入れて、説明を行った方がよいのではないかと。 (下請取引適正化推進講習会以外に、各団体からの要請に基づき当該団体のニーズにあった講習会を実施しているほか、下請法に係る想定事例を検討する応用講習会等を実施している旨回答した。) ○ 参加者の業種等に応じた講習会を実施しているので	中村委員
---	-------------

あれば、各講習会で伝えたいことが伝えられているかを比較できるように、一定のフォーマットを作って、アンケートを実施してみるのもよいかもしれない。	
○ 下請法の講習会や実態調査等、定常的な業務をやるのであれば、講習会の件数やホームページへのアクセス件数等といったアウトプットに関する指標に絞ってもよいのではないか。 ○ 実績評価書に記載していない取組として、新型コロナウイルス感染症対策で、動画の作成等の対応を検討しているとの説明があったが、この点について、今回の対応を将来に残しておくという意味でも、実績評価書に記載しておいてもよいのではないか。 (意見を踏まえ、実績評価書9頁の脚注1に加筆を行った。)	南島委員
○ 今後、下請法の動画を作成するのであれば、講習会においても、基本の部分はその動画で説明をして、事例については担当官が説明するなど、講習会の中でも動画を役立てることができるのではないか。	池谷委員
○ 最近、大学でもオンライン講義用の動画の作成を行っており、動画は今後の資産として使えると考えている。対面だけではない方法を選択肢として用意しておき、随時アップデートも加えながら、講習会などで活用していくのがよいのではないか。 (予算や会場の設備等の観点から制約があるため、現実的な範囲で対応を検討することとしたい旨回答した。)	多田委員
○ 講習会に、下請法の理解度が低い人を集めることが必要であると考え。これまでの講習会前のアンケートで、下請法の理解度が低い人が多かった実施回の周知方法や会場の場所等を分析することで、どのような広報、どのような会場選定がそういった方を集めるのに適しているのかわかるのではないか。 (そういった分析ができるかも含めて、今後検討することとしたい旨回答した。)	小林委員